

吉野川市短期事業資金保証制度

吉野川市内の中小企業者が事業経営に必要な運転資金を円滑に調達できるよう資金調達コストを軽減し、企業が事業を継続するうえで必要となる運転資金の円滑な調達を支援します。

1 保証の対象

次の条件にすべて該当する中小企業者（中小企業者とは、中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項及び第3項に規定する者）が対象です。

- ・徳島県信用保証協会（以下「協会という。」）の保証対象業種に該当するもの
- ・市税を滞納していないもの
- ・金融機関から取引停止処分を受けていないもの
- ・協会の代位弁済による債務を負担していないもの
- ・償還が確実であると認められるもの



※ただし、次に該当するものは、上記の規定にかかわらず、融資対象としません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- ・前号に規定する者が役員となっている法人
- ・暴力団員がその事業活動を支配するもの
- ・その他公序良俗に反するなど、融資対象とするのが適当でないと認められるもの

2 保証条件

資金使途	運転資金	返済方法	一括又は分割返済
貸付金額	500万円以内	担保	必要に応じ徴求する
貸付利率	年2.30%以内	取扱金融機関	阿波銀行、四国銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫
保証料率	保証料率表記載	保証人	原則として法人代表者を除いては保証人を徴求しない
融資期間	1年以内		

3 保証料率表

区分	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	無
適用保証料率	1.00%	0.85%	0.70%	0.55%	0.40%	0.30%	0.30%	0.30%	0.30%	0.40%

（備考）

- ・区分については、中小企業信用保険法施行規則（昭和37年通商産業省令第14号）に定めのあるリスク計測モデルを用いて、中小企業者ごとに算出する。
- ・当該制度の利用者から物的担保の提供がある場合は、上記料率から0.10%割り引いた料率となる。
- ・当該制度の利用者が会計参与を設置している旨の登記を行っている場合は、上記料率から0.10%割り引いた料率となる。

【お申込み方法】 所定の様式による信用保証委託申込書を作成し、協会又は金融機関へ提出

【お問い合わせ】 吉野川市 産業経済部 商工観光課

吉野川市鴨島町鴨島115番地1

TEL:0883-22-2226 FAX:0883-22-2237

